

第 65 回 定時株主総会 招集ご通知

証券コード 5284

ヤマウホールディングス株式会社

日時

2022年 6 月29日 (水曜日)
午前10時

場所

福岡市中央区天神二丁目 5 番55号

レソラ天神 5 階
レソラNTT夢天神ホール

決議事項

- 第 1 号議案 剰余金の処分の件
- 第 2 号議案 定款一部変更の件
- 第 3 号議案 取締役 (監査等委員である
取締役を除く。) 4 名選任の件
- 第 4 号議案 監査等委員である取締役 3 名選任の件

新型コロナウイルスの影響を踏まえ株主様におかれましては、本定時株主総会へのご出席に際し、開催日時点での流行状況やご自身の健康状態をお確かめの上、ご無理をなさらず、当日のご出席を見合わせることもご検討ください。

また、書面による事前の議決権行使のご活用をお願い申し上げます。

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。

何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

議決権行使期限

2022年 6 月28日 (火曜日)
午後 5 時30分まで

証券コード 5284
2022年6月13日

株 主 各 位

福岡市中央区舞鶴三丁目2番1号

ヤマウホールディングス株式会社

代表取締役社長 **有 田 徹 也**

第65回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第65回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年6月28日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

昨今の新型コロナウイルスの影響を踏まえ、感染防止の観点から、株主様におかれましては、可能な限り株主総会当日のご来場をお控えいただき、事前の書面による議決権の行使をお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2022年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 福岡市中央区天神二丁目5番55号
レソラ天神5階 レソラNTT夢天神ホール
(裏面ご案内図をご参照ください。)

3. 株主総会の目的事項

- 報告事項**
1. 第65期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第65期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）の計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
- 第2号議案** 定款一部変更の件
- 第3号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
- 第4号議案** 監査等委員である取締役3名選任の件

以上

-
- * 当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- * 招集通知添付書類並びに株主総会参考書類の記載事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.yamau-holdings.co.jp/>）に掲載いたしますのでご了承ください。
- * 株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

株主総会における新型コロナウイルス感染防止へのお願い

新型コロナウイルスの影響を踏まえ、感染防止の観点から、下記の対応を取らせていただきます。株主様には、ご不便、ご迷惑をお掛けいたしますが、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1. 株主様へのお願い

■株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、ご自身の健康と安全面を最優先にご検討いただき、くれぐれもご無理をなされませぬようお願い申し上げます。

■当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、ご検討ください。

■会場内においては感染リスクを低減するため、座席間の距離を確保することにより、ご用意できる座席数を限定しております。座席数を上回るご来場がある場合、お席がご用意できず、株主総会へのご出席をお断りさせていただく場合がございます。予めご了承のほど、お願い申し上げます。

2. ご来場いただく株主様へのお願い

■マスクの着用とアルコール消毒液による手指の消毒について、ご協力をお願い申し上げます。

■会場入口において、株主様には体調のご確認や検温にご協力いただく場合がございます。

■体調不良と見受けられる株主様には、運営スタッフがお声掛けをさせていただき、株主総会へのご出席をお断りさせていただく場合がございます。予めご了承のほど、お願い申し上げます。

3. 当社の対応について

■当日は、役員及び運営スタッフ等はマスクを着用させていただきます。また総会開催日現在の状況に応じ、感染防止のための措置を講じる場合がございます。

■今後の感染状況等により株主総会の運営・会場に大きな変更が生ずる場合は、その内容を当社ウェブサイト (<https://www.yamau-holdings.co.jp/>) にてお知らせいたします。

添付書類

事業報告

(自 2021年4月 1日)
(至 2022年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、ワクチン接種の促進や各種政策の効果もあり持ち直しの動きが見られたものの、ロシアによるウクライナ侵攻によって生じる地政学的リスクの懸念等もあり、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当社グループの主要市場である九州の経済については、国が進める防災・減災、国土強靱化のための予算が配分される一方で、中・長期的には公共投資の縮減により漸減する方向であることが予想されるなど、予断を許さない状況が続いております。

このような経営環境下で当社グループでは、2021年4月1日付で持株会社体制に移行するとともに、2021年4月から2024年3月までを計画期間とする「中期経営計画Ⅵ」を策定いたしました。中期経営計画Ⅵでは、ヤマウグループが将来に亘って安定的に成長を続けるための経営・収益基盤のさらなる見直しと徹底的な強化の期間と位置付けると共に、持続的な成長を支え、加速するためのグループシナジー発揮の土台整備を推進しております。

当連結会計年度の業績は、新型コロナウイルス感染症の影響も軽微で計画以上に堅調に推移しましたが、収益認識に関する会計基準の適用の影響により、売上高については195億3百万円（前年同期267億11百万円）となりました。利益面では、地質調査・コンサルタント業務及び土木工事業において好採算の受注が獲得できたことや、グループ全体で取り組んでいるコスト削減や生産性向上に加え、工事進行基準の計上方法の見直しなどもあり、営業利益が22億28百万円（前年同期比18.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益が15億26百万円（前年同期比22.8%増）となりました。

なお、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当連結会計年度の期首から適用しております。この結果、当連結会計年度における売上高は、前連結会計年度と比較して大きく減少しており、経営成績に関する説明の売上高については、増減額及び前年同期比（%）を記載せずに説明しております。

セグメントの経営成績を示すと次のとおりであります。

(コンクリート製品製造・販売事業)

コンクリート製品製造・販売事業の売上は、土木製品、景観製品、レジンコンクリート製品の販売によるものであります。

当連結会計年度においては、主要市場である九州圏内の建設市場において、中・長期的には公共投資の縮小により漸減する方向であることに加え、公共投資が耐震、長寿命化、老朽化対策などの既存インフラの維持管理や防災・減災対策へシフトしていくなか、自然災害に

対する復旧・復興工事への対応や、製造原価及び一般管理費の削減に取り組んで参りました。

その結果、当連結会計年度においては、コンクリート製品製造・販売事業の売上高は、101億45百万円（前年同期177億13百万円）となりました。利益面では、河川製品などの大口受注での生産効率の向上が寄与したことなどによりセグメント利益（営業利益）は11億98百万円（前年同期比10.2%増）となりました。

（水門・堰の製造及び施工並びに保守事業）

水門・堰の製造及び施工並びに保守事業の売上は、水門、除塵機、水管橋等鋼構造物の製造・施工並びにそれらの保守によるものであります。

当連結会計年度においては、水門・堰の製造及び施工並びに保守事業の売上高は、35億52百万円（前年同期34億38百万円）、セグメント利益（営業利益）は遠隔地工事の外注費増加などにより2億36百万円（前年同期比19.2%減）となりました。

（地質調査・コンサルタント業務及び土木工事事業）

地質調査・コンサルタント業務及び土木工事事業の売上は、地質調査及び地すべり対策工事並びに測量・設計業務によるものであります。

当連結会計年度においては、地質調査・コンサルタント業務及び土木工事事業の売上高は、18億38百万円（前年同期17億35百万円）となりました。セグメント利益（営業利益）については、自社施工による複数の好採算工事が受注出来たことなどにより3億24百万円（前年同期比61.6%増）となりました。

（コンクリート構造物の点検・調査、補修工事事業）

コンクリート構造物の点検・調査、補修工事事業の売上は、橋梁、トンネル等コンクリート構造物の点検・調査業務の請負、補修工事・補強設計業務の請負によるものであります。

当連結会計年度においては、コンクリート構造物の点検・調査、補修工事事業の売上高は、9億27百万円（前年同期10億16百万円）、セグメント利益（営業利益）は92百万円（前年同期比23.1%減）となりました。

（情報機器の販売及び保守事業）

情報機器の販売及び保守事業の売上は、主に金融機関向け業務処理支援機器及びその周辺機器の販売並びにそれらの保守事業によるものであります。

当連結会計年度においては、情報機器の販売及び保守事業の売上高は2億11百万円（前年同期4億60百万円）、セグメント利益（営業利益）は43百万円（前年同期比14.3%増）となりました。

（橋梁、高架道路用伸縮装置の製造・販売・設置工事事業）

橋梁、高架道路用伸縮装置の製造・販売・設置工事事業の売上は、主に橋梁、高架道路用伸縮装置の製造・販売・設置工事によるものであります。

当連結会計年度においては、橋梁、高架道路用伸縮装置の製造・販売・設置工事業の売上高は、計画以上の大口受注が獲得出来たことや工事進行基準の導入などにより29億20百万円（前年同期23億77百万円）となりました。セグメント利益（営業利益）は、工事進行基準の導入に加え、前連結会計年度でのれん代の一部である顧客関連資産の償却が終了したことにより1億98百万円（前年同期比105.0%増）となりました。

（不動産事業）

不動産事業の売上は、主に不動産の賃貸によるものであります。

当連結会計年度においては、持株会社化に伴い子会社に対する不動産賃貸が増加したことにより、不動産事業の売上高は2億74百万円（前年同期74百万円）、セグメント利益（営業利益）は1億55百万円（前年同期比458.7%増）となりました。

（売上高の内訳）

（単位：千円）

部 門	第 64 期 （自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）		第 65 期 （自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）	
	金 額	構成比率	金 額	構成比率
コンクリート製品製造・販売事業	17,713,429	65.9%	10,145,474	50.1%
水門・堰の製造及び施工並びに保守事業	3,438,518	12.9	3,552,127	18.2
地質調査・コンサルタント業務及び土木工事業	1,735,997	6.5	1,838,963	9.4
コンクリート構造物の点検・調査・補修工事業	1,016,176	3.8	927,205	4.8
情報機器の販売及び保守事業	460,587	1.7	211,161	1.1
橋梁、高架道路用伸縮装置の製造・販売・設置工事業	2,377,568	8.9	2,920,207	15.0
不 動 産 事 業	74,685	0.3	274,617	1.4
調 整 額	△105,943	－	△365,773	－
合 計	26,711,018	100.0	19,503,984	100.0

（注）調整額はセグメント間の内部売上高又は振替高であります。

（2）資金調達の状況

資金調達につきましては、金融機関よりの借入れによる経常的な資金調達が主なものであります。

（3）設備投資の状況

当連結会計年度中の設備投資の総額は7億41百万円であり、その主なものは各工場における工具型枠及び機械装置であります。

(4) 新設分割の状況

当社は、2020年10月23日開催の取締役会において、会社分割による純粋持株会社体制への移行及び商号変更に関して決議し、同年12月25日開催の臨時株主総会において、新設分割計画が承認され、2021年4月1日をもって会社分割を実施いたしました。これに伴い当社は商号を「ヤマウホールディングス株式会社」に変更し引き続き上場会社として存続するとともに、新設会社は旧商号を継承し「株式会社ヤマウ」として新たに事業をスタートいたしました。

(5) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の情勢は一進一退の状況が続くものの諸対策が進むにつれ回復に向かうものと予想されますが、ロシアによるウクライナ侵攻による国際情勢の悪化、世界的なエネルギー不足や各種資源価格の高騰など引き続き不安定な状況で推移することが予想されます。当社グループが属する土木分野を中心とする建設業界においても、エネルギー価格や原材料をはじめとする各種資材価格の急激な上昇などの経済情勢を背景に、厳しい経営環境となるものと予想されます。

このような状況の中、当社グループでは、2021年4月よりグループの経営機能と業務執行を分離し、グループ全体のガバナンス体制を強化することにより、グループの企業価値の最大化を図ることを目的に持株会社体制へ移行するとともに、2021年4月から2024年3月期を実行期間とする「中期経営計画Ⅵ」を策定し実行しております。

中期経営計画Ⅵ（2021年4月～2024年3月）の2期目となる2023年3月期では、持続可能な生産基盤の確立や受注拡大に向けた営業基盤の強化など、安定成長を支える強靱な収益基盤の確立を目指して参ります。

株主の皆様におかれましては、何卒絶大なご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 財産及び損益の状況の推移

区 分	2018年度 第62期	2019年度 第63期	2020年度 第64期	2021年度 第65期 (当連結会計年度)
売上高 (千円)	24,068,372	23,089,054	26,711,018	19,503,984
経常利益 (千円)	973,640	1,173,368	1,863,795	2,340,081
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	501,087	732,429	1,243,073	1,526,841
1株当たり当期純利益	81円98銭	119円70銭	203円15銭	249円53銭
総資産 (千円)	18,834,758	21,792,911	22,807,896	23,133,776
純資産 (千円)	5,190,882	5,762,888	6,987,711	8,223,635
1株当たり純資産	836円11銭	928円93銭	1,127円28銭	1,328円22銭

(注) 1. 第64期において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第63期については、暫定的な会計処理の確定の内容を反映しております。

2. 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社との関係
親会社はありません。

② 重要な子会社の状況

重要な子会社の名称	資本金（千円）	議決権比率（％）	主要な事業内容
株式会社ヤマウ	100,000	100.0	コンクリート製品製造・販売並びに施工、一般土木工事の施工・管理、レジンコンクリート製品製造・販売並びに施工
開成工業株式会社	60,000	100.0	水門・堰の製造及び施工並びに保守
大栄開発株式会社	33,000	100.0	地質調査及び地すべり対策工事並びに測量・設計
中外道路株式会社	12,000	100.0	橋梁・高架道路用伸縮装置の製造・販売・設置工事
メック株式会社	9,000	100.0	コンクリート構造物の点検・調査業務、補修・補強設計業務、補修工事業務、補修・補強材料販売業務
株式会社リペアエンジニア	60,000	100.0	一般土木工事並びにコンクリート構造物等の補修・補強工事
光洋システム機器株式会社	17,050	100.0	情報機器の販売及び保守
株式会社ヤマウトラスト	9,000	100.0 (100.0)	製造業務請負事業、鉄筋加工事業、コンクリート製品用型枠の製造・販売並びに改造・修理
福岡プレコン販売株式会社	11,000	100.0 (100.0)	コンクリート製品仕入販売
大分フジ株式会社	9,000	77.8 (77.8)	コンクリート製品製造・販売
株式会社熊本ヤマウ	30,000	90.0 (90.0)	コンクリート製品製造・販売

- (注) 1. 当社は、2021年4月1日付で、新設分割により株式会社ヤマウを設立しております。
 2. 当社は、2021年4月1日付で、株式会社ヤマウの発行済株式100株全部を取得しております。
 3. 株式会社ヤマウは、2022年4月1日付で、福岡プレコン販売株式会社を吸収合併しております。
 4. 議決権比率欄（ ）内の数字は、間接保有の議決権比率を含みます。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

名称	住所	帳簿価額の合計	当社の総資産額
中外道路株式会社	兵庫県神戸市東灘区本山南町8-6-2 6東神戸センタービルW棟13階	2,956百万円	11,076百万円

(8) 主要な事業内容

- ① コンクリート製品製造・販売事業
 コンクリート製品の製造・販売並びに施工、一般土木工事の施工並びに管理、レジンコンクリート製品の製造・販売並びに施工を主な事業とし、その製品は大別して、次のとおりであります。

土木製品		レジンコンクリート製品	
河川港湾類	cv絆、eベース、一鷹、CVハーフ、グリーンロック、ケスタ、ネクストーン、のぼるくん、テトラックPG、cv護、テトラック法尻ブロック、小口止ブロック、堤脚水路、そうげん、CV柔	カルバート類	ボックスカルバート、FAボックス、ループアーチ、アーチカルバート、可とうボックス、Pcaウイングウォール、MMSボックスカルバート、二分割カルバート
擁壁類	ハイ・タッチウォール、スーパークリフ、ガードクリフ、GPウォール、パワーロックII、PAN WALL工法、多数アンカー式擁壁、EPS工法、ニューノーマルクリフⅢ、ニューノーマルクリフⅢマルチコーナー擁壁	側溝類	ピット側溝、リボン（騒音防止）側溝、SF側溝、YCL側溝、Bライン側溝
管渠・暗渠類	Bライン側溝、ライン側溝、サイドライン側溝、側溝カルバート、NJ境界集水溝、重圧管、横断暗渠	水路類	YT水路R型、三面水路、軽量三面水路、KP水路
道路類	プレガードII、PGF、SGF、YTスラブ	機能性コンクリート	ダクタル、ハレーサルト、レジン、ESCON
残存型枠・シートライニング	ストーンちゃん、ゆうパネル、残置型枠ブロック	貯留浸透類	アクアポンド、防火水槽、耐震性貯水槽、シントー側溝、オープン調整池
エネルギー関連	ソーラーレグ	防災・減災類	災害用トイレ
舗装材	洗い出し及び擬石による平板・縁石、歩車道ブロック、リサイクルレンガ他	YRG集水蓋（U型用蓋・側溝蓋）、カーストップ、メンテナンス床板（UPC階段）、fitサークル、フリーボーイ、誘導ブロック、係船柱、レジン多孔管、分岐部側板、レジンパネル 他	
ストリートファニチャー	車止め、外柵、ベンチ、水飲み、プランター、ポール、パーゴラ 他	建築関連	ファイユニ（後付エレベーター昇降路）

- ② 水門・堰の製造及び施工並びに保守事業
主に水門、除塵機、水管橋等鋼構造物の製造、施工並びにそれらの保守を行っております。
- ③ 地質調査・コンサルタント業務及び土木工事業
主に地質調査及び地すべり対策工事並びに測量・設計業務を行っております。
- ④ コンクリート構造物の点検・調査・補修工事業
主に橋梁、トンネル等コンクリート構造物の点検・調査業務の請負、補修・補強設計業務の請負を行っております。
- ⑤ 情報機器の販売及び保守事業
主に金融機関向け業務処理支援機器、貨幣処理機及びその周辺機器の販売並びにそれらの保守事業を行っております。
- ⑥ 橋梁、高架道路用伸縮装置の製造・販売・設置工事業
主に、橋梁、高架道路用伸縮装置の製造・販売及び工事の施工を行っております。
- ⑦ 不動産事業
主に不動産の賃貸を行っております。

(9) 主要な事業所

① 当社

本社 福岡県福岡市中央区舞鶴三丁目2番1号

(注) 当社は、2021年4月1日付で、福岡市中央区に本社を移転しております。

② 子会社の主要な拠点

子会社の名称	各拠点の名称	事業所 (所在地)
株式会社ヤマウ	本社	福岡県福岡市早良区
	支社・営業部	関東 (東京都墨田区)、福岡 (福岡県福岡市早良区)、福佐 (福岡県久留米市)、長崎 (長崎県長崎市)、大分 (大分県大分市)、宮崎 (宮崎県宮崎市)、鹿児島 (鹿児島県鹿児島市)
	営業所	福岡 (福岡県福岡市早良区)、北九州 (北九州市小倉北区)、久留米 (福岡県久留米市)、佐賀 (佐賀県佐賀市)、長崎 (長崎県長崎市)、大分 (大分県大分市)、大分北 (大分県宇佐市)、宮崎 (宮崎県宮崎市)、都城 (宮崎県都城市)、延岡 (宮崎県延岡市)、鹿児島 (鹿児島県鹿児島市)、川内 (鹿児島県薩摩川内市)、霧島 (鹿児島県霧島市)、鹿屋 (鹿児島県鹿屋市)、沖縄 (沖縄県豊見城市)、広島 (広島県広島市中区)
	工場	福岡 (福岡県福岡市早良区)、北九州 (福岡県鞍手郡小竹町)、佐賀 (佐賀県佐賀市)、大分 (大分県臼杵市)、高崎 (宮崎県都城市)、川南 (宮崎県児湯郡川南町)、鹿児島 (鹿児島県霧島市)、REC (宮崎県児湯郡川南町)

子会社の名称	各拠点の名称	事業所 (所在地)
開成工業株式会社	本社	熊本県熊本市北区
	営業所	東北 (宮城県仙台市泉区)、静岡 (静岡県静岡市駿河区)、 関西 (兵庫県神戸市長田区)、広島 (広島県広島市安佐北区)、 四国 (愛媛県松山市)、福岡 (福岡県福岡市東区)、鹿 児島 (鹿児島県霧島市)
大栄開発株式会社	本社	長崎県佐世保市
	支店・営業所	福岡 (福岡県福岡市博多区)、佐賀 (佐賀県小城市)
中外道路株式会社	本社	兵庫県神戸市東灘区
	営業所	東北 (宮城県仙台市太白区)、東京 (東京都渋谷区)、北 陸 (石川県金沢市)、名古屋 (愛知県名古屋市東区)、関 西 (兵庫県神戸市東灘区)、広島 (広島県広島市中区)、 四国 (香川県高松市)、福岡 (福岡県福岡市西区)
	配送センター	豊中 (大阪府豊中市)
メック株式会社	本社	福岡県福岡市早良区
株式会社リペアエンジ	本社	福岡県福岡市早良区
光洋システム機器株式会社	本社	福岡県春日市
株式会社ヤマウトラスト	本社	福岡県福岡市早良区
福岡プレコン販売株式会社	本社	福岡県福岡市早良区
大分フジ株式会社	本社	大分県大分市
株式会社熊本ヤマウ	本社	熊本県熊本市東区

- (注) 1. 当社は、2021年4月1日付で、新設分割により株式会社ヤマウを設立しております。
2. 中外道路株式会社は、2021年9月29日付で、兵庫県神戸市東灘区に本社を移転しております。
3. 株式会社ヤマウは、2022年4月1日付で、福岡プレコン販売株式会社を吸収合併しております。

(10) 従業員の状況

事業内容	従業員数	前期末比増減
コンクリート製品製造・販売事業	467名	減 3名
水門・堰の製造及び施工並びに保守事業	164	増 2
地質調査・コンサルタント業務及び土木工事業	58	減 2
橋梁、高架道路用伸縮装置の製造・販売・設置工事業	62	減 1
コンクリート構造物の点検・調査、補修工事業	28	—
情報機器の販売及び保守事業	6	—
不動産事業	0	—
全社 (共通)	26	増 4
合計	811	—

(注) 上記従業員数には、臨時社員は含まれておりません。

(11) 主要な借入先の状況

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 福 岡 銀 行	3,963,766千円
株 式 会 社 鹿 児 島 銀 行	672,860
株 式 会 社 西 日 本 シ テ ィ 銀 行	308,305
株 式 会 社 宮 崎 銀 行	237,860
株 式 会 社 肥 後 銀 行	140,000
株 式 会 社 佐 賀 銀 行	105,000
株 式 会 社 熊 本 銀 行	100,000

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2021年4月1日付で、監査等委員会設置会社へ移行いたしました。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式の総数 25,224,000株
- (2) 発行済株式の総数 6,306,000株
- (3) 株 主 の 数 1,440名

(4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持株比率
福 岡 商 事 株 式 会 社	880,000株	14.4%
平 松 裕 将	421,400	6.9
株 式 会 社 麻 生	400,000	6.5
株 式 会 社 ト ク ヤ マ	400,000	6.5
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	325,000	5.3
株 式 会 社 福 岡 銀 行	222,000	3.6
株 式 会 社 鹿 児 島 銀 行	195,000	3.2
吉 田 知 広	189,000	3.1
株 式 会 社 西 日 本 シ テ イ 銀 行	160,000	2.6
株 式 会 社 佐 賀 銀 行	130,000	2.1

(注) 当社は、自己株式187,085株を所有しておりますが、上記大株主から除外しております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

役名	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	有田 徹也	株式会社ヤマウ代表取締役社長
取締役会長	権藤 勇夫	
取締役	伊佐 寿起	株式会社ヤマウ取締役副社長
取締役	村田 曄昭	
取締役(常勤監査等委員)	濱中 聡生	
取締役(監査等委員)	櫻井 文夫	
取締役(監査等委員)	本木 正之	

(注) 1. 当社は、2020年12月25日開催の臨時株主総会の決議（以下、本決議という。）により、2021年4月1日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。それに伴い、監査役会設置会社の全取締役及び全監査役が2021年4月1日付で任期満了により退任しております。ただし、本決議により、取締役 有田徹也、取締役 権藤勇夫及び取締役 伊佐寿起の各氏はそれぞれ再任され2021年4月1日付で就任いたしました。取締役 櫻井文夫及び監査役 本木正之の両氏については、本決議により、新たに取締役（監査等委員）に選任され2021年4月1日付で就任いたしました。また、本決議により、村田曄昭氏は取締役（監査等委員）に、新たに選任され2021年4月1日付で就任いたしました。なお、当事業年度中に任期満了に伴い退任した取締役及び監査役（上記再任者及び取締役から取締役（監査等委員）に就任した者は除く。）は以下のとおりです。

退任時の役名	氏名	退任時の担当 及び重要な兼職	退任日
代表取締役社長	小 嶺 啓 藏	—	2021年4月1日
常勤監査役	隈 江 芳 博	—	2021年4月1日
監査役	右 田 國 博	—	2021年4月1日

2. 取締役 村田曄昭、櫻井文夫及び本木正之の各氏は、社外取締役であります。
3. 当社は、監査等委員会の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能とするため、濱中聡生氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 村田曄昭、櫻井文夫及び本木正之の各氏につきましては、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
5. 当事業年度中の取締役の担当及び重要な兼職の異動

氏名	異動前	異動後	異動年月日
有田 徹也	取締役副社長	代表取締役社長	2021年4月1日
	—	株式会社ヤマウ代表取締役社長	2021年4月1日
伊佐 寿起	取締役専務執行役員 営業統括	取締役	2021年4月1日
	—	株式会社ヤマウ取締役副社長	2021年4月1日

6. 当社は、社外取締役村田曄昭、櫻井文夫及び本木正之の各氏との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を法令が規定する最低責任限度額とする契約を締結しております。

7. 当社は、以下の内容を概要とする会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。

【保険契約の内容の概要】

①被保険者の範囲

当社及び当社のすべての子会社（孫会社を含む）のすべての取締役、監査等委員である取締役、監査役、執行役員

②被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は会社負担としており、被保険者の保険料負担はございません。

③填補の対象となる保険事故の概要

被保険者の業務の遂行に起因して損害賠償請求がなされたことによって被る損害（法律上の損害賠償金及び争訟費用）について填補されます。

④役員等の職務の適正性が損なわれないための措置

被保険者の故意により法令に違反する行為、違法な利益供与、犯罪行為等による賠償責任に対しては填補の対象とされない旨の免責条項が付されております。

(2) 取締役の報酬等

①当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				人 数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	左記以外の 報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	33 (3)	29 (3)	4 (-)	- (-)	- (-)	4 (1)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	15 (7)	15 (7)	- (-)	- (-)	- (-)	3 (2)
合 計	49	44	4	-	-	7

- (注) 1. 当社は、2018年6月28日開催の第61回定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の退職慰労金制度を廃止し、第61回定時株主総会終結後引き続き在任する取締役及び監査役に対しては、制度廃止までの在任期間に対応するものとして退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議しました。これに基づき、役員退職慰労金を当期中に退任した取締役1名に対して24,168千円、監査役2名（うち社外監査役1名）に対して3,700千円を支給しております。なお、2021年4月1日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。
2. 業績連動報酬等として取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）に対して役員賞与を支給しております。当社は、連結経常利益が当社グループの総合的な事業収益力、企業価値の成長率を評価する基準として適切であると考えられることから、連結経常利益を役員賞与に係る指標としております。なお、当事業年度を含む連結経常利益の推移は、「1. (6) 財産及び損益の状況の推移」に記載の通りです。役員賞与は、連結経常利益を指標とし、またその他の指標として配当金及び従業員賞与の水準等をも勘案し、これらを総合的に勘案して決定しております。

②取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）を定めております。その決定方針の決定方法は、取締役会にて議論し、取締役会決議にて決定しております。また、その概要は以下のとおりであります。

イ. 基本方針

当社の取締役の報酬は、個々の役位、職責、在任年数及び当社の業績等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

ロ. 個人別の報酬等の内容・額・算定方法の決定方針

取締役の報酬は金銭報酬のみとし、基本報酬からなる固定報酬と役員賞与からなる業績連動報酬により構成するものとする。

(1) 基本報酬

月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数及び当社の業績、他社水準、従業員給与の水準等をも考慮しながら、これらを総合的に勘案して決定する。

(2) 業績連動報酬

事業年度ごとの業績連動性の観点から、連結経常利益を指標とし、またその他の指標として配当金及び従業員賞与の水準等をも勘案しながら、これらを総合的に勘案して決定する。

個人別の報酬額については、取締役会にて議論し、取締役会決議にて決定する。

ハ. 報酬を与える時期・条件・種類ごとの割合の決定方針

月例で支給する固定報酬が個人別の報酬等の額の全部を占めることを基本割合とし、業績連動報酬は目標とする指標の100%を超えた事業年度においては、上記の方針に従い、一定の時期に支給するものとする。なお、業績連動報酬を支給する場合の固定報酬に対する割合は、各役位の平均で、最大2割程度となるよう設計するものとする。

(注) なお、当社は、2022年4月1日付で上記「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」を改定しております。主な改定点は、個人別の報酬額について、同日付で新たに設置した任意の諮問機関である指名・報酬委員会に対し取締役会が諮問し、その答申結果を踏まえて取締役会にて議論・決定するという点でございます。改定日以降、当該方針に基づき運用を行っております。

③取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役の報酬等についての株主総会の決議による定めに関する事項

2020年12月25日開催の臨時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等限度額は、年額200百万円以内（うち、社外取締役分は年額20百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）、監査等委員である取締役の報酬等限度額は、年額30百万円以内と決議いただいております。当該臨時株主総会終結時点で当該決議の対象である取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名（うち、社外取締役1名）、監査等委員である取締役の員数は3名でございます。

④当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当社においては、審議のプロセスの公正性及び透明性を確保するため、株主総会で承認された報酬等限度額の範囲内で、代表取締役社長が作成した報酬案を、決定方針に従って取締役会にて審議検討し、当該取締役会が決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

(3) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取 締 役	村 田 暉 昭	当事業年度開催の取締役会には、19回中19回出席し、議案審議等の際に、長年の業界経験と豊富な知見を生かして専門的な観点から適宜発言を行っております。
取 締 役 (監査等委員)	櫻 井 文 夫	当事業年度開催の監査等委員会には、18回中17回出席し、取締役会には、19回中18回出席し、主に出身分野である金融機関を通じて培った知識・見識から、適宜発言を行っております。
取 締 役 (監査等委員)	本 木 正 之	当事業年度開催の監査等委員会には、18回中18回出席し、取締役会には、19回中19回出席し、議案審議等につき、業界において培ってきた専門的な知識や経営者としての豊富な経験から有用な発言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法（1948年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額	35,000千円
② 当社及び当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	35,000千円

- (注) 1. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
2. 当社は、会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。
3. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額以外に、前事業年度に係る追加報酬として当事業年度中に支出した額が7,000千円あります。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。また、監査等委員会は、会計監査人が職務を適切に執行することが困難であると認められる場合、その他必要と判断される場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

- ① 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (イ) 当社は、経営理念及び行動基準について定めている「ヤマウフィロソフィー」及び法令遵守、社会倫理の遵守を定めた「コンプライアンスマニュアル」に基づく企業活動により、コンプライアンス体制を確立する。
 - (ロ) 全社のコンプライアンスの取り組みの徹底を図るため、グループを横断的に統括する部署を経営管理部とし、同部署を中心に役職員教育等を行う。又、監査部は、内部監査規程に基づき、グループ各社に対する内部監査を実施する。
 - (ハ) 内部通報制度を確立し、問題点、問題行動の早期発見を実現する。なお、内部通報者に関しては秘匿扱いとし、人事考課等で不利益な扱いは行わないものとする。

- ② 取締役の職務執行に係る情報の保存・管理に関する体制
 - (イ) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理につき全社的に統括する部署及び責任者を任命し、文書管理規程に基づき職務執行に係わる情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存する体制を確立する。
 - (ロ) 取締役及び監査等委員は、これらの文書を常時閲覧できるものとする。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (イ) リスク管理規程を策定し、同規程において品質管理、環境汚染、自然災害、情報管理、知的財産、労働災害等リスクカテゴリーごとに責任部署を定め、グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理する体制を確立する。
 - (ロ) 監査部は、定期的にはリスク管理体制を検証・評価し、必要に応じ指導・助言を行う。
 - (ハ) 経営に重大な影響を与える不測の事態が発生した場合には、対策本部の設置など組織対応を行い、必要に応じて弁護士など専門家のアドバイスを受け、適切な対応を行うものとする。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (イ) 取締役は、職務分掌に基づき、それぞれの職務を執行するものとし、業務執行上委任された決定事項については、職務権限規程に基づき必要な決定を行い、推進するものとする。又、業務執行に迅速な対応を行うことを目的に執行役員制を採用し、取締役の職務と業務執行に関する職務権限とを明確に区分する。

- (ロ) 随時発生する経営課題の解決を図るなど全社的な業務の効率化を実現するために経営会議を開催するものとする。
- ⑤ 企業集団における業務の適正性を確保するための体制
- (イ) 当社及びグループ各社における内部統制の構築を目指し、当社にグループ全体の内部統制に関する統括部署を設置するとともに、当社及びグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われる体制を確立する。
- (ロ) グループの決裁権限の明確化を行うため、職務権限・決裁権限を定め、グループ各社の重要な業務執行のうち、当社又はグループ経営上必要と認める事項について、当社において決裁・承認を行うものとする。
- (ハ) 監査部は、グループ各社の監査についても取り組むものとする。内部監査の結果、是正等の指摘がある場合には、速やかに当該部門への改善指示を行い、改善の結果を当社取締役及び監査等委員、当該グループ会社社長に報告する。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助する使用人、使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性および指示の実効性の確保について
- (イ) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を必要と求めた場合、必要に応じて監査等委員の業務補助を行うスタッフを配置する。
- (ロ) 監査等委員会の職務を補助する使用人は、監査等委員会の指揮命令下で職務を遂行し、その旨を当社及びグループ各社の役員及び使用人に周知徹底する。
- (ハ) 監査等委員会の職務を補助する使用人の評価については、事前に監査等委員会の同意を得るものとする。
- ⑦ 当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役等及び使用人等から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制等
- (イ) 当社及びグループ各社に重大な影響を及ぼす事項について、当社およびグループ各社の取締役および使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、適時・適切に監査等委員へ報告し、報告を受けた監査等委員は速やかに監査等委員会へ報告する。
- (ロ) 監査等委員は、必要に応じ、取締役および使用人から報告又は情報の提供を受け、会議の資料や記録の閲覧等を行うことができるものとする。
- (ハ) 監査等委員に対し報告等を行った者に対しては、当該報告をしたことを理由としていかなる不利益な取扱いも行わないものとする。

- ⑧ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (イ) 監査等委員は、取締役会などの重要会議に出席し、業務執行取締役とは職務を異にする独立機関であることを十分に認識して積極的意見を表明できる体制を整備する。
 - (ロ) 監査等委員の職務の執行について生じる費用の前払又は償還について、監査の職務の執行に必要なでないと明らかに認められる時を除き、監査等委員の請求等に従い速やかに処理する体制とする。
- ⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備体制
- 当社及びグループ各社は、社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、一切の関わりを持たないとともに、不当な要求にも妥協せず毅然とした態度で臨み、警察及び弁護士等との連携を図り組織的に対応する。また、コンプライアンスマニュアルを遵守して一切の関わりを遮断することを基本方針とし、全役職員への周知徹底を図る。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

- ① 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制
- (イ) 取締役の職務執行が効率的に行われることに関する取組みの状況
- 当事業年度においては、取締役会を毎月1回以上開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項の決定、業務執行状況の報告及び監督を行っております。
- (ロ) 企業集団における業務の適正確保に関する取組みの状況
- 当社は、職務権限・決裁権限規程に基づき、当社取締役会において報告及び決議を行い、グループ全体の業務の適正を確保するよう努めております。
- (ハ) コンプライアンス体制
- コンプライアンスマニュアルに基づき、コンプライアンスへの理解を深めるために、当社及びグループ各社において定期的に社内研修を実施しております。
- (二) 内部監査の状況
- 代表取締役社長直轄の組織として監査部を設置し、定期的に業務活動について法令や社内規程に基づき適切に行われているかを監査し、当社及びグループ各社に対し、指導、助言を行っております。監査部は、監査等委員会に対して内部監査の状況報告を必要に応じて行い、相互の連携を図っております。
- (ホ) 監査等委員会の状況
- 当事業年度に開催された取締役会に出席し、業務執行取締役等の職務執行・職務内容の適正性を監査し、重要な意思決定への決議を通じた監督機能を果たしております。また、原則として毎月監査等委員会を開催し、監査等委員間の意見交換及び意思

統一を図っております。

② 内部統制システム全般

当社及びグループ各社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の監査部がモニタリングし、改善を進めております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(注) 本事業報告の数字の表示について

1. 金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. その他は四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	15,678,662	流 動 負 債	12,128,413
現金及び預金	4,723,526	支払手形及び買掛金	3,773,705
受取手形	2,209,050	電子記録債権	1,650,640
売掛金	4,486,083	契約負債	141,433
契約資産	770,546	短期借入金	3,801,434
電子記録債権	696,780	リース債権	49,972
棚卸資産	2,231,855	未払金	1,161,152
その他の金	575,388	未払法人税等	602,896
貸倒引当金	△14,568	賞与引当金	349,554
		その他	597,624
固 定 資 産	7,455,114	固 定 負 債	2,781,727
有形固定資産	5,027,834	長期借入金	1,887,257
建物及び構築物	1,257,087	リース債権	112,047
機械装置及び運搬具	618,633	繰延税金負債	179,802
土地	2,650,812	退職給付に係る負債	155,942
リース資産	159,645	その他	446,678
建設仮勘定	13,021		
その他の	328,634		
無形固定資産	1,275,389	負 債 合 計	14,910,141
のれん	715,712	純 資 産 の 部	
顧客関連資産	511,000	株主資本	7,973,605
その他の	48,676	資本金	800,000
投資その他の資産	1,151,890	資本剰余金	755,477
投資有価証券	457,346	利益剰余金	6,420,705
その他の	811,271	自己株式	△2,577
貸倒引当金	△116,727	その他の包括利益累計額	153,640
		その他有価証券評価差額金	123,260
		退職給付に係る調整累計額	30,379
		非支配株主持分	96,390
資 産 合 計	23,133,776	純 資 産 合 計	8,223,635
		負 債 純 資 産 合 計	23,133,776

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 2021年4月 1日)
(至 2022年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	19,503,984
売上原価	12,216,815
売上総利益	7,287,168
販売費及び一般管理費	5,059,103
営業利益	2,228,064
営業外収益	
受取利息及び配当金	13,668
鉄屑処分量の配当金	71,098
その他	23,570
営業外費用	98,794
支払利息	59,846
固定資産除却損	21,883
その他	13,384
経常利益	95,114
特別利益	2,340,081
受取保険金	16,073
投資有価証券売却益	23,339
特別損失	
固定資産売却損	61
投資有価証券売却損	1,319
投資有価証券評価損	67
減損損失	18,440
税金等調整前当期純利益	19,889
法人税、住民税及び事業税	2,359,605
法人税等調整額	874,024
当期純利益	△60,715
非支配株主に帰属する当期純利益	1,546,296
親会社株主に帰属する当期純利益	19,454
	1,526,841

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2021年4月 1日)
(至 2022年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	800,000	755,477	5,150,859	△2,559	6,703,777
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△256,995		△256,995
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			1,526,841		1,526,841
自 己 株 式 の 取 得				△18	△18
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	1,269,846	△18	1,269,827
当 期 末 残 高	800,000	755,477	6,420,705	△2,577	7,973,605

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当 期 首 残 高	125,794	68,203	193,998	89,935	6,987,711
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△256,995
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益					1,526,841
自 己 株 式 の 取 得					△18
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	△2,533	△37,824	△40,358	6,454	△33,903
当 期 変 動 額 合 計	△2,533	△37,824	△40,358	6,454	1,235,924
当 期 末 残 高	123,260	30,379	153,640	96,390	8,223,635

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等)

1. 連結の範囲に関する事項

子会社は、全て連結しております。

(1) 連結子会社の数 11社

(2) 連結子会社の名称

株式会社ヤマウ

株式会社ヤマウトラスト

福岡プレコン販売株式会社

メック株式会社

光洋システム機器株式会社

大分フジ株式会社

開成工業株式会社

株式会社リペアエンジ

大栄開発株式会社

株式会社熊本ヤマウ

中外道路株式会社

(3) 連結範囲の変更

当連結会計年度より、2021年4月1日付の持株会社化に伴う新設分割により新たに設立した株式会社ヤマウを連結の範囲に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は連結会計年度と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……………主として移動平均法による原価法

② 棚卸資産

a 商品・製品・仕掛品・原材料…主に総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

b 貯蔵品……………最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産除く）… 主に定率法（但し、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）
なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。
- 建物
7年～50年
 - 機械装置
12年
- ② 無形固定資産（リース資産除く）… 定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
また、顧客関連資産については効果の及ぶ期間（主として9年）に基づく定額法を採用しております。
- ③ リース資産…………… リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、次の方法により計上しております。
- a 一般債権……………貸倒実績率によっております。
 - b 貸倒懸念債権及び破産更生債権
……………個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金
従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ③ 工事損失引当金
受注工事に係る将来の損失に備えるため、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ② 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理しております。
- ③ 小規模企業等における簡便法の採用
一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

- 当社及び当社連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は次のとおりであります。
- ① 製品及び商品等の販売
コンクリート製品製造・販売事業、情報機器の販売及び保守事業では、主にコンクリート製品の製造及び販売並びに金融機関向け業務処理支援機器の販売を行っております。

このような製品及び商品等の販売については、製品及び商品等の出荷から顧客が検収するまでの期間が短期間であるため、出荷時点において収益を認識しております。

なお、商品販売のうち、当社及び連結子会社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

② 工事契約

水門・堰の製造及び施工並びに保守事業、地質調査・コンサルタント業務、土木工事業及びコンクリート建造物の点検・調査、補修工事業及び橋梁・高架道路用伸縮装置の製造・販売・設置工事業においては、主に長期の工事契約を締結しております。

長期の工事契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。

また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることはできないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。

なお、重要性の乏しい工事契約については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

これらの収益は顧客との契約において約束した対価から、値引き等を控除した金額で測定しております。取引の対価は、履行義務を充足してから短期のうちに受領し、重要な金融要素は含んでおりません。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、主として10年間で均等償却しております。

(会計方針の変更に関する注記)

収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を、当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下の通りであります。

・顧客への商品販売における役割が代理人に該当する取引について、顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、当該対価の総額から第三者に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識する方法に変更しております。

・請負工事に関して、従来は、進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しておりましたが、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり充足される履行義務については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識する方法に変更しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることはできないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。なお、重要性の乏しい工事契約については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は、7,833,668千円、売上原価は7,833,374千円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ294千円減少いたしました。なお、利益剰余金期首残高に与える影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形」、「売掛金」及び「契約資産」に含めて表示し、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当連結会計年度より「契約負債」に含めて表示しております。

時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内容等に関する事項等の注記を行っております。

(会計上の見積りに関する注記)

請負契約における一定の期間にわたり履行義務を充足し認識する収益における工事原価総額見積り

(1) 当連結会計年度において、請負契約における一定の期間に履行義務を充足し連結計算書類に計上した金額は、6,335,690千円であります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を認識する方法により認識される収益は、履行義務の充足に係る進捗度に基づき測定され、当該進捗度は工事の総原価見積額に対する連結会計年度末までの発生原価の割合に基づき算定しております。総原価見積額は、社内で構築された内部統制のもと想定し得るの施工状況を踏まえて策定される実行予算管理表に基づいております。実行予算管理表は施主の指図に従った仕様や作業内容を考慮の上で、必要な資材費及び外注費等を識別して営業所担当者等によった合理的な見積りを行って作成され、適切な権限者による承認を経ております。

② 主要な仮定

一定の期間にわたり履行義務を認識する収益における工事原価総額の見積りは、工事に対する専門的な知識と現場経験を有する営業担当者等による一定の仮定と判断を伴い、主要な仮定は、顧客との現在の契約に基づき工事を施工するにあたって必要な資材費及び外注費等であります。また、工事は一般に長期にわたることから、工事の進行途上における工事契約内容の変更、施工の遅延等により、資材費及び外注費等の変動が生じる場合があります。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

工事期間を通じて顧客との合意に基づき当初の契約から工事契約内容が変更される場合や施工等の遅延等により、主要な仮定に変化が生じ、その結果、翌連結会計年度以降に工事原価総額の見積りの変更が行われ、収益が変動する可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	6,293,092千円
2. 担保資産及び対応債務	
担保に供している資産	
建物及び構築物	754,548千円
機械装置及び運搬具	348千円
土地	2,124,597千円
投資有価証券	223,680千円
計	3,103,175千円
担保付債務	
短期借入金	3,490,534千円
長期借入金	1,887,257千円
計	5,377,791千円
3. 保証債務	
従業員の金融機関からの借入に対する保証	15,357千円
4. 受取手形割引高	709,595千円
5. 受取手形裏書譲渡高	10,169千円

(連結損益計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末日の発行済株式の種類及び総数
普通株式

6,306,000株

2. 配当に関する事項

- (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年6月29日 定時株主総会	普通株式	256,995	42.00	2021年 3月31日	2021年 6月30日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当金のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	397,729	65.00	2022年 3月31日	2022年 6月30日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

支払手形及び買掛金、未払金は、1年以内の支払期日であります。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であります。

営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は含まれておりません（(注)参照）。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金、支払手形及び買掛金、電子記録債務、短期借入金並びに未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額 (*)	時 価 (*)	差 額
(1) 投資有価証券	426,451	425,951	△500
(2) 長期借入金 (1年以内に返済予定のものを含む)	(2,243,691)	(2,255,455)	11,764

(*) 負債に計上されているものについては () で示しております。

(注) 非上場株式（連結貸借対照表計上額30,895千円）は市場価格がない株式であるため、「(1) 投資有価証券」には含めておりません。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内容等に関する事項

金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

1. レベル1の時価：同一の資産または負債の活発な市場における調整されていない相場価格によって算定した時価
2. レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価。
3. レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表価額とする金融商品

当連結会計年度 (2022年3月31日)

(単位：千円)

区分	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	314,090	—	—	314,090

(注) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日) 第26項に定める経過措置を適用した投資信託等については、上記表には含めておりません。連結貸借対照表における当該投資信託等の金額は、12,235千円であります。

(2) 時価をもって連結貸借対照表価額としない金融商品

当連結会計年度 (2022年3月31日)

(単位：千円)

区分	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 満期保有目的の債券 社債 長期借入金	— —	99,625 2,255,455	— —	99,625 2,255,455

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は取引所の価格によっております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方、当社が保有している社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格は認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価については、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の将来キャッシュ・フローを市場金利に当社のスプレッドを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、1年以内に返済予定の長期借入金を含めた金額を記載しております。

(収益認識に関する注記)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	コンクリート製品 製造・販売事業	水門・堰の製造及 び施工並びに保守 事業	地質調査・コンサル タント業務及び 土木工事業	コンクリート構造 物の点検・調査、 補修工事業
売上高				
一時点で移転される財	10,097,824	—	—	—
一定の期間にわたり移 転される財	—	3,551,127	1,838,464	837,315
顧客との契約から生じ る収益	10,097,824	3,551,127	1,838,464	837,315
その他の収益	—	—	—	—
外部顧客への売上高	10,097,824	3,551,127	1,838,464	837,315

(単位：千円)

	情報機器の販売及び 保守事業	橋梁・高架道路用伸 縮装置の製造・販 売・設置工事業	不動産事業	合計
売上高				
一時点で移転される財	189,026	508,424	—	10,795,276
一定の期間にわたり移 転される財	—	2,411,782	—	8,638,690
顧客との契約から生じ る収益	189,026	2,920,207	—	19,433,966
その他の収益	—	—	70,017	70,017
外部顧客への売上高	189,026	2,920,207	70,017	19,503,984

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等」の「重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高は次のとおりであります。

	当連結会計年度期首 (2021年4月1日)	当連結会計年度末 (2022年3月31日)
顧客との契約から生じた債権 (千円)	6,022,408	7,391,914
契約資産 (千円)	890,605	770,546
契約負債 (千円)	181,925	141,433

契約資産は、請負契約等について進捗度に基づき認識した収益に係る権利であります。契約資産は、対価に対する権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、主に請負工事等について顧客から受け取った前受金であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、181,925千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約については、注記の対象に含めておりません。残存履行義務に配分した取引価格の主な事業ごとの総額は、以下のとおりであります。これらのうち、約45%が1年以内に、残り55%がその後2年以内に収益として認識されると見込んでおります。

	当連結会計年度 (千円)
水門・堰の製造及び施工並びに保守事業	632,155
地質調査・コンサルタント業務及び土木工事業	393,431
橋梁、高架道路用伸縮装置の製造、販売・設置工事業	245,834
合 計	1,271,421

(1 株当たり情報に関する注記)

- 1 株当たり純資産額 1,328円22銭
- 1 株当たり当期純利益 249円53銭

(企業結合に関する注記)

共通支配下の取引等

新設分割による持株会社体制への移行

当社は、2020年10月23日開催の取締役会において、当社を分割会社とし、新設分割会社である株式会社ヤマウ（以下「新設会社」といいます）を設立する会社分割（新設分割）（以下「本新設分割」といいます）を実施し、同日付で商号を「ヤマウホールディングス株式会社」に変更するとともに、事業目的を持株会社体制後の事業に合わせて変更する等の定款変更を行う旨を決議し、2020年12月25日開催の臨時株主総会において承認可決されたため、2021年4月1日付で持株会社体制へ移行しました。

1. 取引の概要

(1) 対象となった主な事業の名称及びその事業の内容

事業の名称 コンクリート製品製造・販売事業

事業の内容 土木製品、景観製品、レジンコンクリート製品から構成されるコンクリート製品の製造・販売

(2) 企業結合日

2021年4月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を分割会社とし、新設会社である「株式会社ヤマウ」を承継会社とする新設分割を実施しました。なお、当社は、2021年4月1日をもって、持株会社に移行し、商号を「ヤマウホールディングス株式会社」に変更いたしました。

(4) 結合後企業の名称

株式会社ヤマウ（当社の連結子会社）

(5) その他取引の概要に関する事項

当社グループを取り巻く経営環境は、建設業界における深刻な人手不足に加え、中・長期的には公共投資の縮減により漸減する方向であることが予想されるなど、一層厳しさを増しております。

このような経営環境の変化に、柔軟かつ迅速に対応すべく、当社グループの中期経営計画の基本方針である「小さくても強い会社」の実現に向け、新たなグループ事業体制への移行に係る検討を進めて参りました。

その結果、当社グループは、グループの経営機能を当社に集約し、その傘下に当社グループ各社を配置する純粋持株会社体制へ移行することによって、各事業会社の役割を明確化してグループの経営機能と業務執行機能を分離し、グループ全体のガバナンス体制を強化することで各事業会社が事業活動に集中できる体制を構築するとともに、人材・技術・ノウハウなどの経営資源を横断的・効率的に活用し、最大のシナジー発揮を図ることが今後の当社グループの企業価値の最大化に資すると判断いたしました。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	3,215,001	流動負債	2,771,866
現金及び預金	435,700	短期借入金	2,746,434
関係会社短期貸付金	2,390,000	未払金	16,154
未収入金	145,293	未払法人税等	8,451
その他の	244,006	預り金	825
固定資産	7,861,154	固定負債	3,139,394
有形固定資産	2,263,182	長期借入金	1,887,257
建物	669,895	関係会社長期借入金	1,000,000
工具、器具及び備品	356	長期未払金	82,660
土地	1,592,930	資産除去債務	130,167
無形固定資産	2,775	その他の	39,310
ソフトウェア	527		
その他の	2,247		
投資その他の資産	5,595,196	負債合計	5,911,261
投資有価証券	291,790	純資産の部	
関係会社株式	5,194,682	株主資本	5,039,680
繰延税金資産	108,724	資本金	800,000
		資本剰余金	730,095
		資本準備金	300,000
		その他資本剰余金	430,095
		利益剰余金	3,512,163
		その他利益剰余金	3,512,163
		繰越利益剰余金	3,512,163
		自己株式	△2,577
		評価・換算差額等	125,213
		その他有価証券評価差額金	125,213
資産合計	11,076,155	純資産合計	5,164,894
		負債純資産合計	11,076,155

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自 2021年4月 1日)
(至 2022年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
営業収益		995,021
営業費用		
不動産賃貸原価	121,614	
一般管理費	180,488	302,103
営業利益		692,917
営業外収益		
受取利息及び配当金	31,721	
保険配当金収入	3	
その他	1	31,726
営業外費用		
支払利息	56,397	56,397
経常利益		668,246
特別利益		
受取保険金	16,073	16,073
特別損失		
その他	588	588
税引前当期純利益		683,731
法人税、住民税及び事業税		10,816
法人税等調整額		30,723
当期純利益		642,191

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日)
(至 2022年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	800,000	300,000	430,095	730,095
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				
当 期 純 利 益				
自 己 株 式 の 取 得				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—
当 期 末 残 高	800,000	300,000	430,095	730,095

	株 主 資 本			
	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	その 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
当 期 首 残 高	3,126,967	3,126,967	△2,559	4,654,502
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当	△256,995	△256,995		△256,995
当 期 純 利 益	642,191	642,191		642,191
自 己 株 式 の 取 得			△18	△18
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当 期 変 動 額 合 計	385,196	385,196	△18	385,177
当 期 末 残 高	3,512,163	3,512,163	△2,577	5,039,680

(単位：千円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	132,994	132,994	4,787,497
当期変動額			
剰余金の配当			△256,995
当期純利益			642,191
自己株式の取得			△18
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△7,780	△7,780	△7,780
当期変動額合計	△7,780	△7,780	377,396
当期末残高	125,213	125,213	5,164,894

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

① 子会社株式…………… 移動平均法による原価法

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの…………… 時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等…………… 移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産除く）… 定率法（但し、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物

7年～50年

機械及び装置

12年

(2) 無形固定資産（リース資産除く）… 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産…………… リース期間を耐用年数とし残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 重要な収益及び費用の計上基準

当社は子会社への経営指導を行っており、当社の子会社を顧客としております。経営指導にかかる契約については、当社の子会社に対し経営管理・労務管理等の指導を行うことを履行義務として識別しております。当該履行義務は、時の経過につれて充足されるため、契約期間にわたって期間均等額で収益を計上しております。

(会計方針の変更に関する注記)

収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を、当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(表示方法の変更に関する注記)

持株会社移行に伴う表示方法の変更

当社は、2021年4月に持株会社体制に移行いたしました。これに伴い、前事業年度において営業外収益の「受取利息及び配当金」に含めて表示されていた「関係会社受取配当金」を、当事業年度より「営業収益」として表示しております。なお、前事業年度の「関係会社受取配当金」は、121,798千円であります。また、前事業年度の「売上高」については、当事業年度より「営業収益」として表示し、前事業年度の「売上原価」及び「販売費及び一般管理費」については、当事業年度より営業費用の「不動産賃貸原価」及び「一般管理費」として表示しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 関係会社に対する金銭債権債務		
短期金銭債権		1,076千円
短期金銭債務		38千円
2. 有形固定資産の減価償却累計額		1,913,212千円
3. 担保資産及び対応債務		
担保に供している資産		
建物		561,242千円
土地		1,516,804千円
投資有価証券		223,680千円
計		2,301,727千円
担保付債務		
短期借入金		2,735,534千円
長期借入金		1,887,257千円
計		4,622,791千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
営業収益	925,200千円
営業取引以外の取引高	32,808千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	187,085株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)	
長期未払金	25,178千円
減損損失等減価償却費	71,139千円
土地等減損損失	43,927千円
機械装置等除却損	18,054千円
資産除去債務	39,649千円
その他	156,819千円
繰延税金資産小計	354,768千円
評価性引当額	△197,819千円
繰延税金資産合計	156,948千円
(繰延税金負債)	
その他有価証券評価差額金	△48,224千円
繰延税金負債合計	△48,224千円
繰延税金資産の純額	108,724千円

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社等

(単位：千円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社ヤマウ	所有 直接 100%	経営管理・ 労務管理等 の指導 役員の兼任	資金の貸付 (注) 1	2,390,000	関係会社短期貸付金	2,390,000
				利息の受取 (注) 1	21,504	—	—
				不動産賃貸料の受取 (注) 2	204,000	—	—
				経営指導料の受取 (注) 3	120,000	—	—
				出資の払戻 (注) 4	100,000	—	—
子会社	中外道路株式会社	所有 直接 100%	経営管理・ 労務管理等 の指導 役員の兼任	資金の借入 (注) 1	—	関係会社長期借入金	400,000
				配当の受取 (注) 4	303,000	—	—
				出資の払戻 (注) 4	197,000	—	—
子会社	大栄開発株式会社	所有 直接 100%	経営管理・ 労務管理等 の指導 役員の兼任	資金の借入 (注) 1	—	関係会社長期借入金	600,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 資金の貸付及び借入については、市場金利を勘案し合理的に金利を決定しております。
 2. 不動産賃貸料については、市場価格を勘案し、合理的に決定しております。
 3. 経営指導料については、業務内容を勘案し、合理的に決定しております。
 4. 配当金の受取及び出資の払戻については、両者協議のうえ、合理的に決定しております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	844円09銭
2. 1株当たり当期純利益	104円95銭

(企業結合に関する注記)

共通支配下の取引等

詳細は「連結計算書類 連結注記表 (企業結合に関する注記)」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月25日

ヤマウホールディングス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

福岡事務所

指定有限責任社員 公認会計士 福本千人
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 徳永陽一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ヤマウホールディングス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ヤマウホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月25日

ヤマウホールディングス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

福岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 福本 千人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 徳永 陽一

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ヤマウホールディングス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第65期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第65期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月27日

ヤマウホールディングス株式会社 監査等委員会

監査等委員 濱 中 聡 生 ㊟

監査等委員 櫻 井 文 夫 ㊟

監査等委員 本 木 正 之 ㊟

(注) 監査等委員櫻井文夫及び監査等委員本木正之の両氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は株主の皆様に対する利益還元を経営の重要政策として位置付けており、安定配当の継続を基本とし、財務体質の強化と今後の事業展開に備えるための内部留保を確保することを基本方針としております。

この方針の下、当期の普通配当につきましては、業績が好調に推移したことを勘案し1株あたり30円といたしました。

また平素から資本提供を通じて当社を支えて頂いた株主の皆様への相応の還元をすべく、1株あたり35円の特別配当を加味させていただきたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に配当する配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき65円
(うち、普通配当30円・特別配当35円)
総額 397,729,475円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第14条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第13条(条文省略)	第1条～第13条(現行どおり)
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対し提供したものとみなすことができる。</p>	(削除)
(新設)	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
第15条～第45条 (条文省略)	第15条～第45条 (現行どおり)
(新設)	<p>(附則)</p> <p>1. 現行定款第14条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除および変更後定款第14条 (電子提供措置等) の新設は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日 (以下「施行日」という。) から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第14条はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（4名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

【ご参考】候補者一覧

候補者番号	氏名				地位	
1	あり 有	た 田	てつ 徹	や 也	代表取締役社長	<input type="button" value="再任"/>
2	ごん 権	どう 藤	いさ 勇	お 夫	取締役会長	<input type="button" value="再任"/>
3	い 伊	さ 佐	とし 寿	おき 起	取締役	<input type="button" value="再任"/>
4	むら 村	た 田	てる 曄	あき 昭	社外 独立役員 取締役	<input type="button" value="再任"/>

取締役候補者

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び 担当並びに重要な兼職の状況	所有する社の 株式数
1	あり た てつ や 有 田 徹 也 (1960年1月9日生)	1983年4月 (株)福岡銀行入行 2013年4月 同 北九州営業部執行役員部長 2014年4月 同 公務金融法人部執行役員部長 2016年4月 同 北九州本部常務執行役員本部長 2017年4月 同 北九州本部取締役常務執行役員本部長 2018年4月 (株)FFGビジネスコンサルティング代表取締役 社長 2019年4月 当社入社顧問 2019年6月 当社取締役副社長 2021年4月 当社代表取締役社長 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社ヤマウ代表取締役社長	11,400株
<p>【取締役候補者とした理由】 金融機関において培った経験と企業経営者として豊富な知識を活かし、当社の企業価値の向上に貢献しております。また、当社を取り巻く様々な経営課題の解決に卓越したリーダーシップで取り組むなど、グループ経営全般にわたる職務を統括して適切に遂行していただけることから選任をお願いするものであります。</p>			
2	ごん どう いさ お 権 藤 勇 夫 (1941年7月30日生)	1960年4月 住友商事(株)入社 1996年8月 当社入社関西事業本部副本部長 1997年6月 当社取締役関西事業本部副本部長 1998年4月 当社常務取締役環境・景観事業本部長 2002年10月 当社専務取締役兼営業本部長 2003年5月 当社代表取締役社長 2012年6月 当社代表取締役会長 2018年6月 当社取締役会長 (現任)	97,300株
<p>【取締役候補者とした理由】 当社の主力事業である土木事業に豊富な経験を有し、2003年に代表取締役社長、2012年に代表取締役会長にそれぞれ就任し、当社の経営を牽引するとともに、当社の経営基盤の構築に尽力しております。経営者として長年の経験を有しており、豊富な人脈や知識並びに経験を当社の経営に引き続き活かしていただくため選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び 担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
3	伊佐寿起 (1951年1月1日生)	1984年1月 当社入社 1995年6月 当社取締役九州事業本部大分事業部長 2010年6月 当社常務取締役営業本部長 2015年6月 当社専務取締役営業所轄 2017年6月 当社専務取締役関東事業部所管 2018年4月 当社取締役専務執行役員営業本部統括 2019年6月 当社取締役専務執行役員営業本部統括、製造本部統括 2020年4月 当社取締役専務執行役員営業統括 2021年4月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社ヤマウ取締役副社長	61,500株
<p>【取締役候補者とした理由】 1995年に取締役に就任して以来27年間にわたり当社の経営に参画し、当社の主力である土木業界に長年携わっております。豊富な業務経験や知識を有し、また豊富な人脈を生かしこれまでも当社の企業価値の向上に貢献しております。そのような経験や知識、人脈等を当社の経営に活かしていただくため選任をお願いするものであります。</p>			
4	<p>社外取締役候補者</p> <p>独立役員</p> <p>村田 暉 昭 (1943年6月16日生)</p>	1966年4月 鹿島建設(株)入社 2002年6月 同 取締役土木営業本部長 2004年6月 同 常務取締役土木営業本部長 2005年6月 同 常務執行役員土木営業本部長 2008年4月 同 専務執行役員土木営業本部長 2012年4月 同 常任顧問 2021年4月 当社取締役(現任)	－株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待する役割】 長年にわたり土木事業に携わった豊富な経験と高い見識及び企業経営に関する経験を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。選任後は、取締役会における重要事項の決定及び業務執行の監督等に関して、当社と利害関係のない立場から有益な意見をいただくなど、コーポレート・ガバナンスの強化に尽力していただくことを期待します。</p>			

- (注) 1. 上記の各候補者と当社との間の特別の利害関係については該当ありません。
2. 村田暉昭氏は社外取締役候補者であります。
3. 村田暉昭氏は、現に当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年3ヶ月となります。
4. 当社は、社外取締役村田暉昭氏との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を法令が規定する最低責任限度額とする契約を締結しており、当該村田氏が原案どおり取締役に再任された場合、当社は村田氏との間で当該契約を継続する予定であります。
5. 取締役候補者村田暉昭氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
6. 当社は、会社法第430条の3に基づき、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。各取締役候補者はすでに本保険契約の被保険者となっており、各取締役に再任された場合引き続き被保険者になります。本保険契約は2022年7月に更新の予定であります。

【保険契約の内容の概要】

- ①被保険者の範囲

- 当社及び当社のすべての子会社（孫会社を含む）のすべての取締役、監査等委員である取締役、監査役、執行役員
- ②被保険者の実質的な保険料負担割合
保険料は会社負担としており、被保険者の保険料負担はございません。
- ③填補の対象となる保険事故の概要
被保険者の業務の遂行に起因して損害賠償請求がなされたことによって被る損害（法律上の損害賠償金及び争訟費用）について填補されます。
- ④役員等の職務の適正性が損なわれなかったための措置
被保険者の故意により法令に違反する行為、違法な利益供与、犯罪行為等による賠償責任に対しては填補の対象とされない旨の免責条項が付されております。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。
監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

【ご参考】候補者一覧

候補者番号	氏名				地位	
1	はま 濱	なか 中	とし 聡	お 生	取締役 (常勤監査等委員)	再任
2	さくら 櫻	い 井	ふみ 文	お 夫	社外 独立役員 取締役 (監査等委員)	再任
3	もと 本	き 木	まさ 正	ゆき 之	社外 独立役員 取締役 (監査等委員)	再任

監査等委員である取締役候補者

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び 担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
1	はま なか とし お 濱 中 聡 生 (1953年1月8日生)	1977年4月 鹿島建設(株)入社 1989年4月 同 東京支店工事課長 2000年5月 同 九州支店土木営業部担当部長 2012年10月 同 環境本部担当部長 2014年3月 公益社団法人全国宅地擁壁技術協会技術部長 2019年4月 当社入社技術研究所長 2021年4月 当社取締役(常勤監査等委員)(現任)	1,100株
<p>【取締役候補者とした理由】 長年にわたり土木事業に携わった豊富な経験や技術的な見識を活かし、常勤監査等委員として他の監査等委員や内部監査部門と連携して経営の監査及び監督を行うなどしております。これらの経験等を踏まえ、当社の経営の監査及び監督機能の実効性を強化するために選任をお願いするものであります。</p>			
2	<p>社外取締役候補者</p> <p>独立役員</p> さくら い ふみ お 櫻 井 文 夫 (1954年12月3日生)	1977年4月 (株)福岡銀行入行 2005年6月 同 取締役事務統括部長兼ふれあい支店長 委嘱 2005年10月 同 取締役監査部長委嘱 2006年6月 同 執行役員監査部長委嘱 2007年4月 同 執行役員人事部長委嘱 2009年4月 同 取締役常務執行役員 (株)ふくおかフィナンシャルグループ執行役員 2009年6月 同 取締役執行役員 2011年4月 (株)福岡銀行取締役専務執行役員 2011年10月 (株)ふくおかフィナンシャルグループ取締役執行役員CIO 2012年4月 (株)福岡銀行取締役副頭取(代表取締役) 2014年4月 (株)熊本銀行取締役副頭取(代表取締役) 2017年4月 ふくおか証券(株)取締役会長(代表取締役) 2020年4月 (株)福岡銀行顧問(現任) 2020年6月 当社取締役 2021年4月 当社取締役(監査等委員)(現任)	一株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待する役割】 経営者としての豊富な経験及び主に金融機関で培った高い見識を有しており、社外取締役監査等委員として当社の経営を監査いただき、経営上有用な指摘・意見並びに有効な助言を期待することができるため、社外取締役として選任をお願いするものであります。選任後は、取締役会における重要事項の決定及び業務執行の監督等に関して、当社と利害関係のない立場から有益な意見をいただくなど、コーポレート・ガバナンスの強化に尽力していただくことを期待します。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び 担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
3	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">社外取締役候補者</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">独立役員</div> <p>もと き まさ ゆき 本 木 正 之 (1954年10月9日生)</p>	1977年 4月 西日本鉄道(株)入社 1991年 4月 西鉄シー・イー・コンサルタント(株)出向 2003年 7月 (株)西鉄土木出向 2005年 7月 (株)西鉄ロードサービス出向 2006年 7月 西鉄シー・イー・コンサルタント(株)代表取締役社長 2011年 7月 (株)西鉄グリーン土木代表取締役社長 2016年 7月 (株)西鉄テクノサービス代表取締役社長 2019年 4月 西鉄エンジニアリング(株)代表取締役社長 2020年 6月 当社監査役 2021年 4月 当社取締役(監査等委員)(現任)	一株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待する役割】</p> <p>経営者としての豊富な経験及び土木事業に関する高い見識を有しており、社外取締役監査等委員として当社の経営を監査いただき、当社の経営上有用な指摘・意見並びに有効な助言を期待することができるため、社外取締役として選任をお願いするものであります。選任後は、取締役会における重要事項の決定及び業務執行の監督等に関して、当社と利害関係のない立場から有益な意見をいただくなど、コーポレート・ガバナンスの強化に尽力していただくことを期待します。</p>			

- (注) 1. 上記の各候補者と当社との間の特別の利害関係については該当ありません。
2. 櫻井文夫、本木正之の両氏は、社外取締役候補者であります。
3. 櫻井文夫氏は、現に当社の監査等委員である社外取締役であり、監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年3ヶ月となります。なお、同氏が社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって2年となります。
4. 本木正之氏は、現に当社の監査等委員である社外取締役であり、監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年3ヶ月となります。
5. 当社は、社外取締役櫻井文夫、本木正之の両氏との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を法令が規定する最低責任限度額とする契約を締結しており、両氏が原案どおり取締役に再任された場合、当社は両氏との間で当該契約を継続する予定であります。
6. 監査等委員である取締役候補者櫻井文夫、本木正之の両氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
7. 当社は、会社法第430条の3に基づき、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。各取締役候補者はすでに本保険契約の被保険者となっており、各取締役に再任された場合引き続き被保険者になります。本保険契約は2022年7月に更新の予定であります。

【保険契約の内容の概要】

①被保険者の範囲

当社及び当社のすべての子会社(孫会社を含む)のすべての取締役、監査等委員である取締役、監査役、執行役員

②被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は会社負担としており、被保険者の保険料負担はございません。

③填補の対象となる保険事故の概要

被保険者の業務の遂行に起因して損害賠償請求がなされたことによって被る損害(法律上の損害賠償金及び争訟費用)について填補されます。

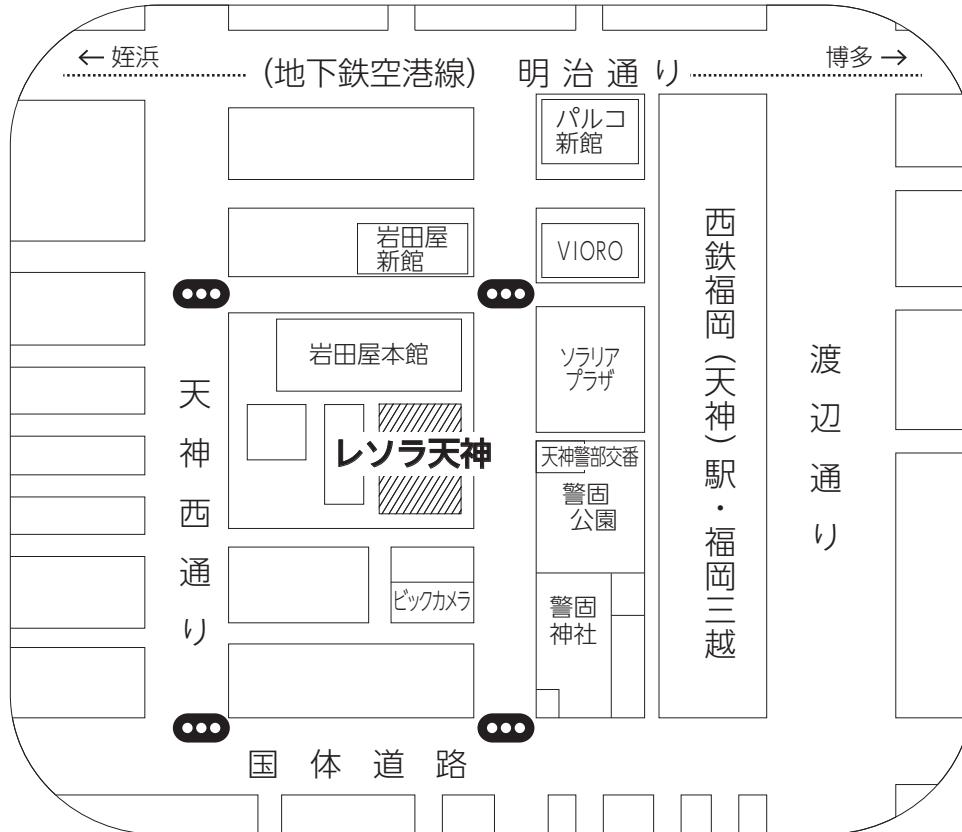
④役員等の職務の適正性が損なわれなかったための措置

被保険者の故意により法令に違反する行為、違法な利益供与、犯罪行為等による賠償責任に対しては填補の対象とされない旨の免責条項が付されております。

以上

株主総会会場のご案内

会 場 福岡市中央区天神二丁目5番55号
レソラ天神5階 レソラNTT夢天神ホール



- ①JR 博 多 駅……地下鉄で7分 (地下鉄天神駅まで)
- ②福 岡 空 港……地下鉄で12分 (地下鉄天神駅まで)
- ③西鉄福岡 (天神) 駅……徒歩3分
- ④地 下 鉄 天 神 駅……徒歩5分

※株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

UD FONT

